

**第 6 期下妻市障害福祉計画  
第 2 期下妻市障害児福祉計画**

**令和 3 年 3 月**

**下 妻 市**



## はじめに

本市では、「ともに支えあう障害のある人にもない人にもやさしいまち」を理念に掲げた第3期下妻市障害者計画を策定し、障害者に関する総合的な施策を包括的に体系化し推進しております。

その計画の理念を具現化し、障害福祉サービスの提供体制を確保するための計画として「第6期下妻市障害福祉計画・第2期下妻市障害児福祉計画」を令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定しました。

本計画は成果目標として「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス費の質を向上させる取り組みに係る体制の構築」の7項目を設定し、その実現に向けた取り組みを進めてまいります。

住み慣れた地域で本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、また、ライフステージ間で途切れることのない多様で一貫した支援が実現できるよう努めてまいります。

今後、本計画を実行性のあるものとするため、市民の皆様をはじめ、関係機関や各団体の方々との連携や協働が必要であると考えておりますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民・各関係団体の皆様、本計画の内容にいついてご検討・協議にご尽力いただきました障害者自立支援協議会委員の皆様にご心より深く感謝申し上げます。



令和3年3月

下妻市長 菊池 博



# 目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の概要.....	2
第1節 計画の背景.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の策定.....	4
第4節 計画の推進.....	5
第2章 障害のある人の現状.....	6
第1節 障害者の状況.....	6
第2節 アンケート結果.....	11
第3節 ヒアリング結果.....	23
第4節 福祉サービス利用状況.....	25
第3章 計画の理念・基本目標.....	30
第1節 計画の理念・基本視点.....	30
第2節 計画の基本目標.....	31
第3節 施策の体系.....	32
第2部 第6期下妻市障害福祉計画.....	33
第1章 施策の展開.....	34
基本目標Ⅰ 相談支援の充実.....	34
基本目標Ⅱ 障害福祉サービスの基盤整備.....	35
基本目標Ⅲ 地域生活の支援.....	36
基本目標Ⅳ 地域における障害者福祉の推進.....	37
第2章 成果目標.....	39
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	39
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	40
第3節 地域生活支援拠点等の整備.....	40
第4節 福祉施設から一般就労への移行等.....	41
第5節 相談支援体制の充実・強化等.....	42
第6節 障害福祉サービス等の質を向上させる取り組みに係る体制の構築.....	42
第3章 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策.....	43
第1節 相談支援.....	43
第2節 訪問系サービス.....	44
第3節 日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）.....	45
第4節 日中活動系サービス（就労支援）.....	46
第5節 居住系サービス.....	47
第6節 地域生活支援事業.....	48

第3部 第2期下妻市障害児福祉計画.....	51
第1章 施策の展開.....	52
基本目標Ⅴ 障害のある児童の支援.....	52
第2章 成果目標.....	54
第1節 障害児支援の提供体制の整備等.....	54
第3章 障害児への福祉サービス等の事業内容、量の見込と確保の方策.....	55
第1節 障害児相談支援.....	55
第2節 障害児通所支援.....	56
第3節 その他の事業.....	57
資料編.....	59
1 計画策定の経過.....	60
2 下妻市障害者自立支援協議会設置要綱.....	61
3 下妻市障害者自立支援協議会委員名簿.....	63

# 第1部 総論

---

---

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画の背景

下妻市では、障害者基本法に基づき、障害者に関する総合的な施策を体系化し推進する「第3期下妻市障害者計画」を平成31年3月に策定しました。その中の、特に障害福祉サービスや障害児に向けた福祉サービスを体系化したものが、「第5期下妻市障害福祉計画」及び「第1期下妻市障害児福祉計画」となっています。

第3期下妻市障害者計画は令和5年度まで続く計画ですが、「第5期下妻市障害福祉計画」と「第1期下妻市障害児福祉計画」は令和2年度が最終年度であることから、新たに国や県が示す障害福祉に関する指針を踏まえ、福祉サービスの更なる充実と共生社会の実現を目指し、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする「第6期下妻市障害福祉計画」、「第2期下妻市障害児福祉計画」を策定しました。

### 第2節 計画の位置づけ

#### 1. 計画策定の根拠

本計画の根拠法令と計画の内容は、以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の内容
第6期 下妻市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第2期 下妻市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
<参考> 第3期下妻市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	今後の障害者施策の基本方向を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画

#### 2. 関連する行政計画

本計画は、本市の障害（児）者に対する基本的な計画である「第3期下妻市障害者計画」（計画期間：平成31年度～令和5年度）に掲げる福祉サービス分野の実施計画的な位置づけとなっています。

また本計画は、「第6次下妻市総合計画」、「第2期下妻市地域福祉計画」を上位計画とし、「第2期新しいばらき障害者プラン」や本市の社会福祉関係計画との調和を図っています。

### 3. 計画の対象

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健・医療・福祉、教育等のサービスについては、身体障害（児）者、知的障害（児）者、精神障害者のほか、難病患者や発達障害・高次脳機能障害等を持つ人を対象とします。

また、障害のあるなしに関わらず、すべての人が互いを尊重しながらともに生きる共生社会を実現するためには、障害や障害者について、市民が正しい理解を深めることが大切です。そのため、本計画は全市民を対象としています。

### 4. 計画の期間

3カ年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第6期下妻市障害福祉計画」及び「第2期下妻市障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

	平成30 年度 (2018)	平成31 令和元 年度 (2019)	令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)	令和6 年度 (2024)
下妻市障害福祉計画	第5期			第6期			
下妻市障害児福祉計画	第1期			第2期			
下妻市障害者計画	第2期	第3期					

### 第3節 計画の策定

---

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画策定にあたっては、以下の協議会での意見聴取や計画の審議、アンケート調査、ヒアリング調査及びパブリックコメント等を実施し、障害のある人やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることに努めました。

#### ■下妻市障害者自立支援協議会

行政、障害当事者、保健・医療関係者、企業・就労支援関係者、民生委員等の地域の関係者等が集まり、地域の課題の共有とサービス基盤の整備を進める役割の協議体です。

#### ■障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査

障害のある人の生活や障害福祉サービス等に関するご意見等を伺うための調査です。

#### ■計画素案に対するパブリックコメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。

## 第4節 計画の推進

---

### 1. 推進体制の強化

障害のある人のニーズは、障害の種類や状態、各自の生活に対する希望などにより様々であるため、障害福祉を推進していくにあたっては、保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等が分野を超えて総合的に取り組むことが不可欠であり、行政及び民間団体、市民が連携することが重要です。

本市では、上記の各分野によって構成された「下妻市障害者自立支援協議会」により、相談支援事業の運営や地域の関係機関の相互連携に関すること等についての協議や情報交換を行いながら、障害福祉の向上に取り組んでおり、今後も各分野間の連携強化を図りながら、障害福祉施策を推進していきます。

市町村は、最も身近な基礎自治体として障害福祉サービスを住民に提供していますが、サービス全体を適切かつ効果的に提供していくためには、ときに近隣の市町との広域的な連携や茨城県との連携が必要になります。本市はその点も踏まえ、近隣市町や茨城県との連絡調整や意見交換等も適切に行いながら、本計画の推進体制を強化していきます。

### 2. 進捗状況の評価・見直し

第5期下妻市障害福祉計画・第1期下妻市障害児福祉計画は、平成30年度からの計画期間中、数値目標の達成状況や障害福祉サービス基盤の整備状況、相談支援事業及び地域生活支援事業の利用状況や基盤整備状況について、毎年、評価と見直しを行ってきました。

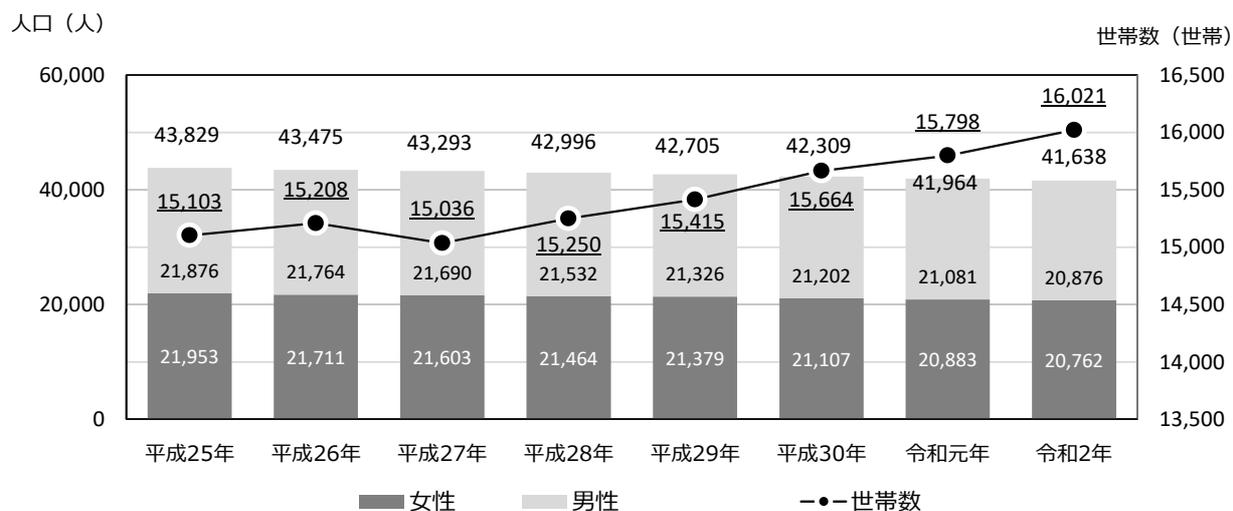
本計画においても、引き続き同様の進捗評価を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行う「PDCA サイクル」を実践していきます。

## 第2章 障害のある人の現状

### 第1節 障害者の状況

#### 1. 人口の推移

本市の人口は減少傾向が続いています。平成25年10月は43,829人でしたが、近年では年300人台の減少がみられており、直近の令和2年10月では41,638人となっています。一方、世帯数は平成27年以降年々増加しており、令和2年10月では16,021世帯となっています。



資料：常住人口（各年10月1日時点）

#### 2. 障害者の状況

##### (1) 身体障害（児）者の状況

令和2年3月の本市の身体障害者手帳所持者は1,292人で、等級では1級、種別では肢体不自由が最も多くなっています。平成27年からの推移をみると、総数は平成30年以降減少しており、特に18歳以上で減少が顕著となっています。

##### ■身体障害者手帳所持者

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	25	7	9	5	5	4	55
聴覚・平衡機能障害	0	21	16	22	0	44	103
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	5	4	0	0	10
肢体不自由	130	159	127	167	50	31	664
内部障害	316	8	55	81	0	0	460
合計	471	196	212	279	55	79	1,292

資料：福祉課（令和2年3月31日時点）

## ■内部障害の内訳

(単位：人)

心臓機能障害	腎臓機能障害	呼吸器機能障害	膀胱・直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	合計
213	143	27	62	3	8	4	460

資料：福祉課（令和2年3月31日時点）

## ■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障害	100	92	86	73	63	55
聴覚・平衡機能障害	152	141	137	126	111	103
音声・言語・そしゃく機能障害	16	15	16	10	12	10
肢体不自由	869	835	841	730	663	664
内部障害	493	503	525	458	455	460
合計	1,630	1,586	1,605	1,397	1,304	1,292

資料：福祉課（各年3月31日時点）

## ■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢区分）

(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	22	22	20	19	23	19
18歳以上	1,608	1,564	1,585	1,378	1,281	1,273
合計	1,630	1,586	1,605	1,397	1,304	1,292

資料：福祉課（各年3月31日時点）

## (2) 知的障害（児）者の状況

令和2年3月の本市の療育手帳所持者は401人で、うちB判定が116人と最も多くなっています。平成27年からの推移をみると、令和2年は前年から減少したものの、全体としては判定、年齢のすべての区分で増加傾向にあります。

## ■療育手帳所持者数の推移（手帳種別）

(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
①判定	77	79	79	80	81	82
A判定	93	93	98	102	107	101
B判定	97	102	110	107	116	116
C判定	67	78	87	91	101	102
合計	334	352	374	380	405	401

資料：福祉課（各年3月31日時点）

## 第1部 総論

### ■療育手帳所持者数の推移（年齢区分） （単位：人）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
18 歳未満	72	84	92	89	96	95
18 歳以上	262	268	282	291	309	306
合計	334	352	374	380	405	401

資料：福祉課（各年 3 月 31 日時点）

### （3）精神障害（児）者の状況

令和 2 年 3 月の本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は 245 人で、うち 2 級が 148 人と最も多くなっています。平成 27 年からの推移をみると、各級とも増加傾向にあり、特に 2 級は 41 人、3 級は 25 人の増加、年齢では 18 歳以上が 71 人の増加となっています。

自立支援医療受給者証所持者数も増加傾向にあり、令和 2 年は 532 人と平成 27 年から 55 人増加しました。年齢でみると 18 歳以上が増加、18 歳未満は減少しています。

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（手帳種別） （単位：人）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	17	22	17	15	15	25
2 級	107	117	122	142	149	148
3 級	47	65	67	63	67	72
合計	171	204	206	220	231	245

資料：福祉課（各年 3 月 31 日時点）

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢区分） （単位：人）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
18 歳未満	1	2	2	2	4	4
18 歳以上	170	202	204	218	227	241
合計	171	204	206	220	231	245

資料：福祉課（各年 3 月 31 日時点）

### ■自立支援医療受給者証（精神通院）所持者の推移（年齢区分） （単位：人）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
18 歳未満	12	10	13	4	5	2
18 歳以上	465	495	499	526	515	530
合計	477	505	512	530	520	532

資料：福祉課（各年 3 月 31 日時点）

### 3. 難病患者の状況

本市の指定難病特定医療費受給者数は300人台前半で、大きな変動なく推移しています。

■ 指定難病特定医療費受給者数 (単位：人)

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
301	332	302	309	311

資料：筑西保健所（各年3月31日時点）

#### 4. 特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒の状況

令和2年度に、市内の特別支援学級に通う児童・生徒は小学生が136人、中学生が75人で、平成27年度以降、小学生は年々増加、中学生も増加傾向にあります。

令和2年度の下妻特別支援学校の児童・生徒数は、小学部39人、中学部25人、高等部37人であり、結城特別支援学校の児童・生徒数は、小学部76人、中学部45人、高等部107人となっています。

令和2年3月に特別支援学校高等部を卒業した人の進路については、下妻特別支援学校の卒業生15人中12人が施設通所、2人が就労、1人が施設入所となっています。また、結城特別支援学校については、卒業生29人中16人が就労、13人が施設通所となっています。

##### ■市内の特別支援学級数及び児童・生徒数 (単位：学級、人)

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度		令和2年度	
	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
小学校	23	107	25	112	25	122	25	124	26	135	28	136
中学校	9	50	10	51	11	58	14	77	13	75	13	75
合計	32	157	35	163	36	180	39	201	39	210	41	211

※各年度5月1日時点

##### ■特別支援学校の児童・生徒数 (単位：人)

	小学部	中学部	高等部	合計
下妻特別支援学校	39	25	37	101
結城特別支援学校	76	45	107	228
合計	115	70	144	329

※令和2年度

##### ■特別支援学校卒業後の進路 (単位：人)

	進学	就労	施設入所	施設通所	在宅	その他	合計
下妻特別支援学校	0	2	1	12	0	0	15
結城特別支援学校	0	16	0	13	0	0	29
合計	0	18	1	25	0	0	44

※令和2年3月卒業生

## 第2節 アンケート結果

本計画策定にあたり、基礎資料となる障害福祉に関する意識・意向などを把握するために、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。  
調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

### 1. 調査の概要

調査対象者	下妻市に住民票を有する方で、障害者手帳などをお持ちの方の中から無作為に抽出された1,000名の方
調査方法	郵送による発送と回収
調査期間	令和2年7月22日(水)～令和2年8月5日(水)
調査票回収結果	580名(回収率:58.0%)

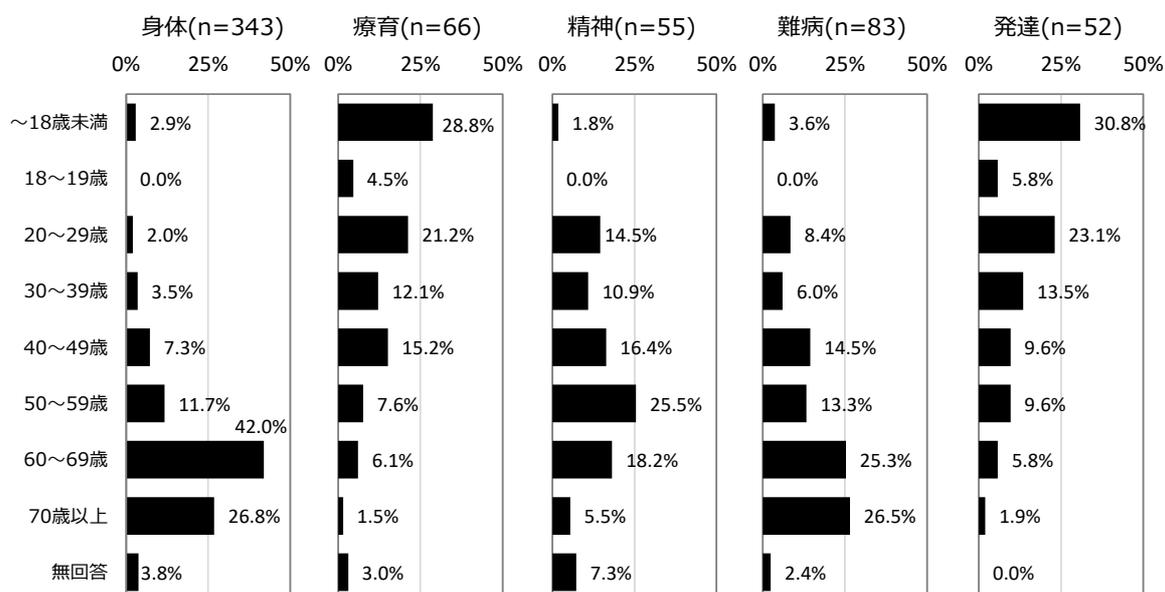
### 2. 調査の結果

#### (1) 年齢・障害種別について

回答者の障害を種別にみると、身体障害が343人、知的障害(療育手帳所持者)が66人、精神障害が55人、難病が83人、発達障害が52人となっています。(障害が重複している人は、それぞれの障害に含めています)

障害の種類別に回答者の年齢をみると、身体障害と難病は高齢者、知的障害(療育)と発達障害は若年者の割合が多く、精神障害は比較的幅広い年代に渡っています。

#### ■ 年齢構成 (単数回答)



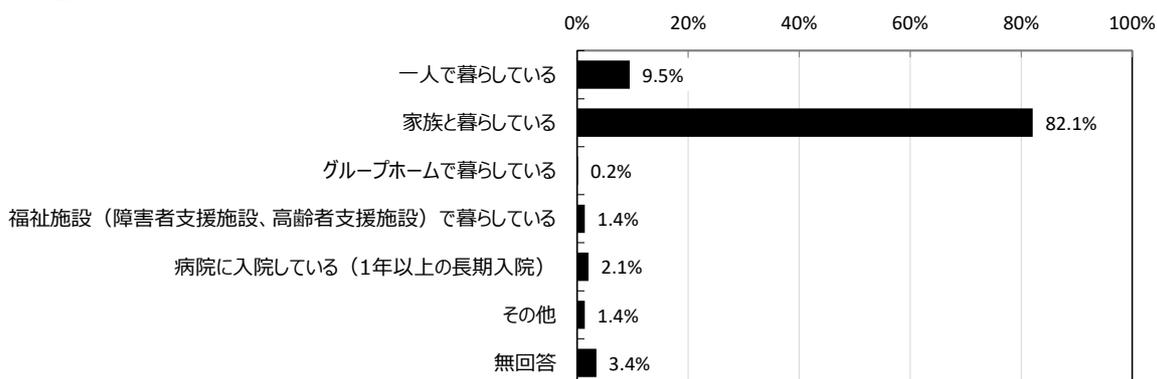
## 第1部 総論

### (2) 住まいや暮らしについて

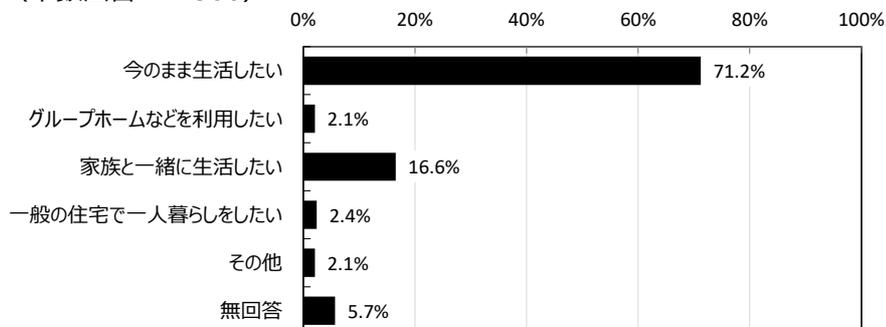
現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が 82.1%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が 9.5%となっています。「病院に入院している（1年以上の長期入院）」は 2.1%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」は 1.4%です。

今後3年以内にしたい暮らしでは、「今のまま生活したい」が 71.2%と最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が 16.6%となっています。グループホームについては、現在暮らしている人は 0.2%でしたが、今後利用したい人は 2.1%と増加しています。

#### ■現在の暮らし（単数回答 n=580）

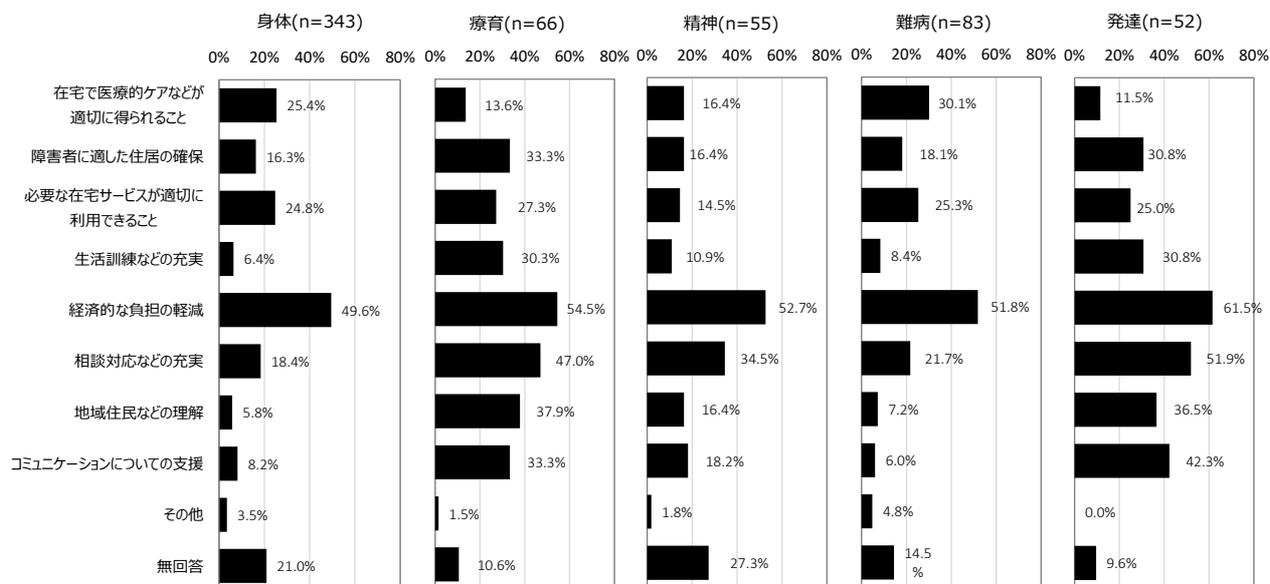


#### ■3年以内にしたい暮らし（単数回答 n=580）



今後生活するためにあればよいと思う支援を障害の種類別にみると、「経済的な負担の軽減」がいずれの障害でも最も多く、特に発達障害では6割を超えています。次いで多いのは、知的障害（療育）、精神障害、発達障害では「相談対応などの充実」、身体障害と難病では、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」となっています。

■ 今後生活するためにあればよいと思う支援（複数回答）



### (3) 日常生活における介助について

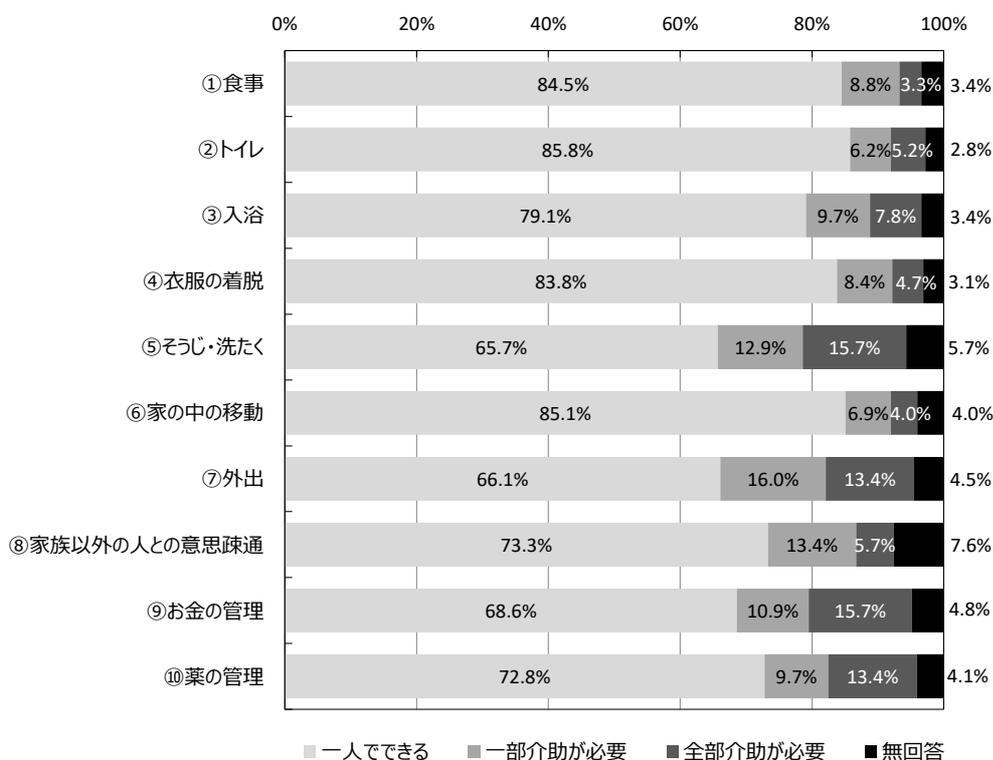
日常生活での介助の状況について、「一人でできる」は、「②トイレ」が 85.8%と最も多く、次いで「⑥家の中の移動」が 85.1%、「①食事」が 84.5%となっています。

「一部介助が必要」では、「⑦外出」が 16.0%と最も多く、次いで「⑧家族以外の人との意思疎通」が 13.4%、「⑤そうじ・洗たく」が 12.9%となっています。

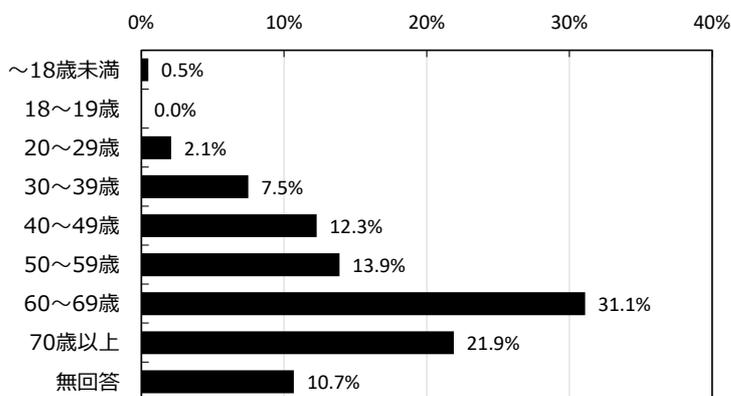
「全部介助が必要」では、「⑤そうじ・洗たく」、「⑩お金の管理」が 15.7%と最も多く、次いで「外出」、「薬の管理」がそれぞれ 13.4%となっています。

主な介助者の年齢は、60歳以上が 53.0%と半数を超えています。

■ 日常生活における介助について (①～⑩の項目ごとに単数回答 n=580)



■ 主な介助者の年齢 (単数回答 n=580)

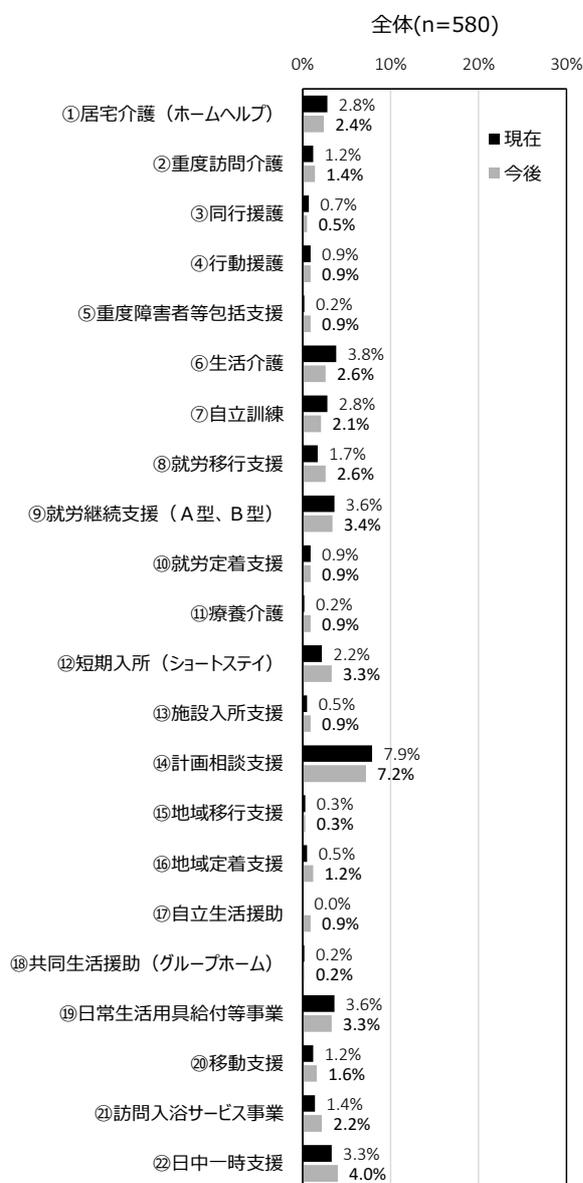


#### (4) 障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向

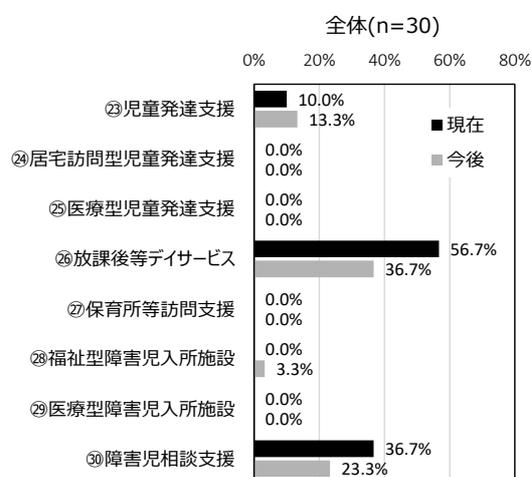
障害福祉サービスで現在の利用が3%を超え比較的多いのは、「⑥生活介護」、「⑨就労継続支援（A型、B型）」、「⑭計画相談支援」、「⑲日常生活用具給付等事業」、「⑳日中一時支援」、「㉓児童発達支援」、「㉖放課後等デイサービス」、「㉔障害児相談支援」などで、これらのうち、今後の利用意向が現在の利用状況を上回っているのは、「㉒日中一時支援」と「㉓児童発達支援」となっています。また、「㉑短期入所（ショートステイ）」は現在の利用が2.2%に対し今後の利用意向が3.3%、同様に「⑧就労移行支援」は1.7%に対し2.6%と、今後の利用意向が多くなっています。

#### ■ 障害福祉サービスの現在の利用状況と今後の利用希望（①～㉔の項目ごとに単数回答）

<障害者総合支援法に基づくサービス>



<児童福祉法に基づくサービス>

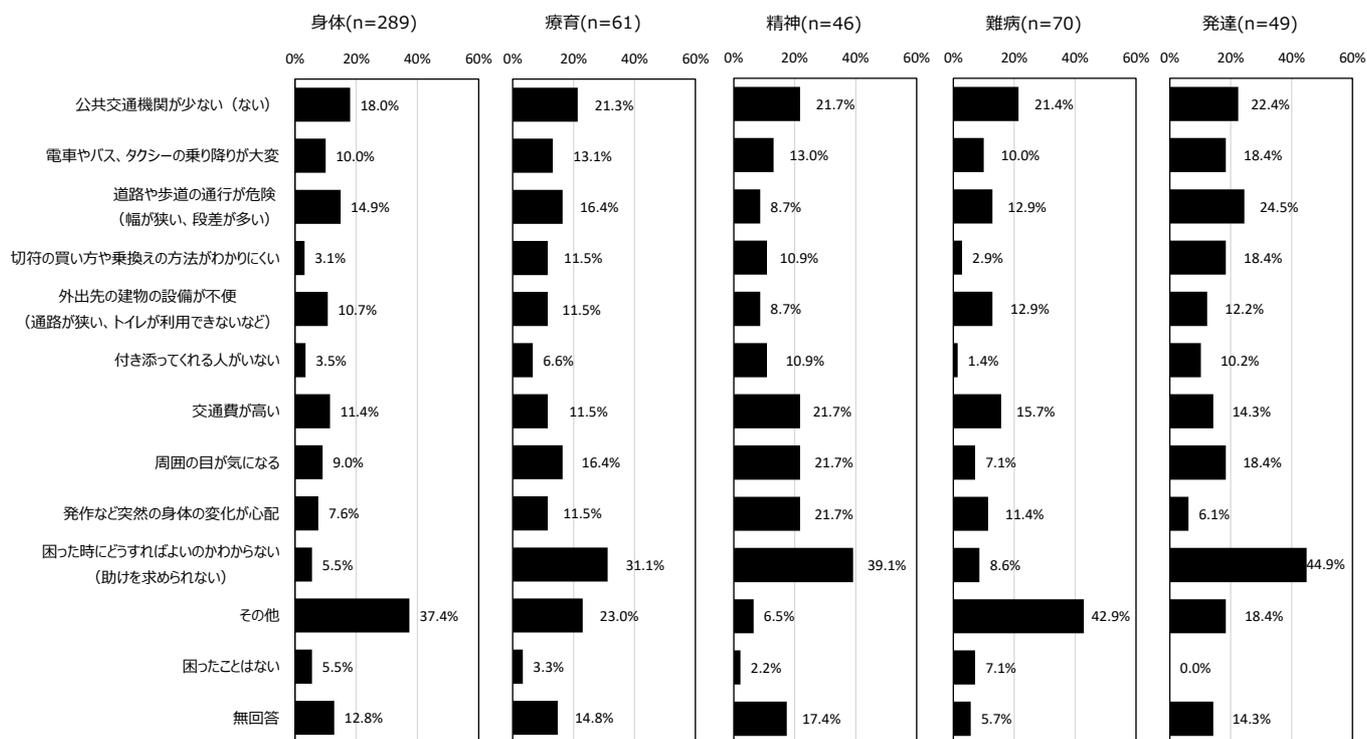


## 第1部 総論

### (5) 外出時の困りごとについて

身体障害と難病では「公共交通機関が少ない(ない)」が障害の種類によらず2割前後で多く、知的障害(療育)、精神障害、発達障害では、「困った時にどうすればよいのかわからない(助けを求められない)」が3割~4割台と最も多くなっています。

#### ■ 外出のとき、不便を感じること(複数回答)

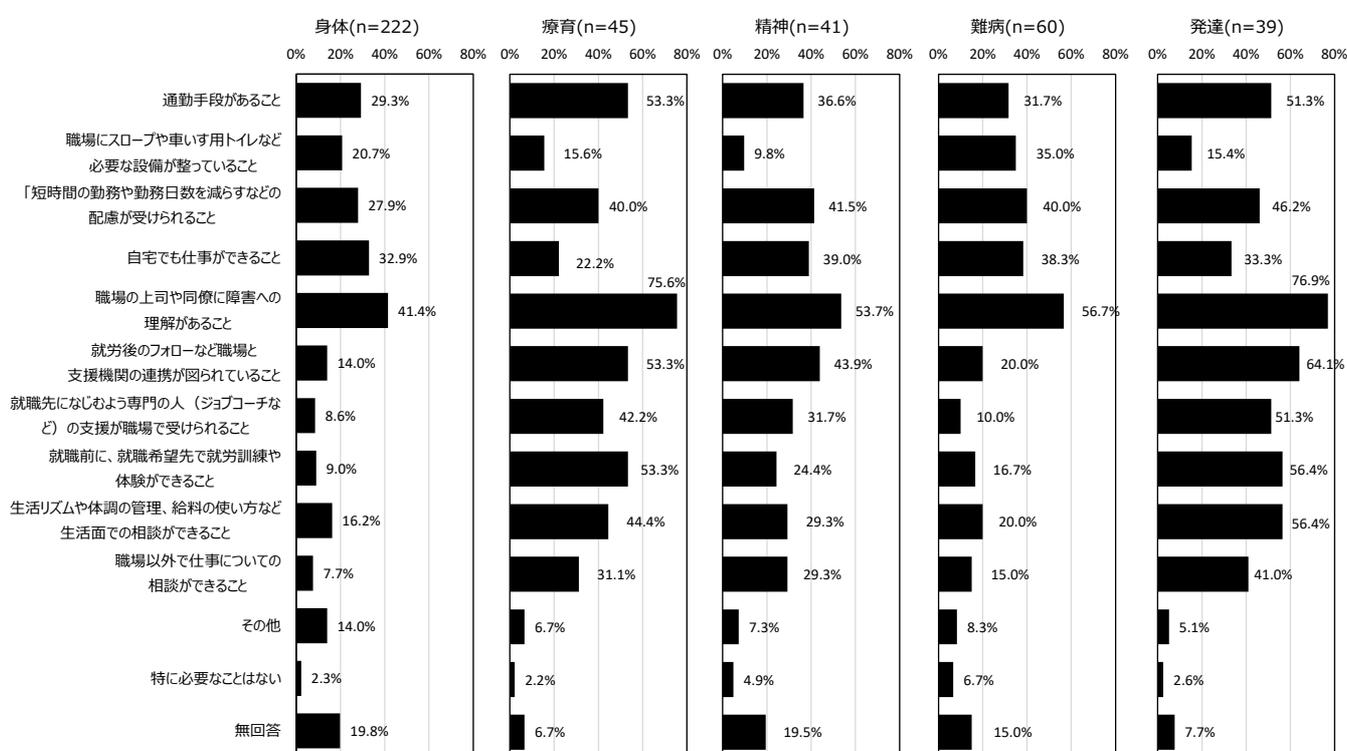


(6) 働くために重要と思うこと

仕事をしたい人や仕事をしたいができない人が収入を得る仕事をするために必要だと思うことでは、障害の種類によらず、「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が最も多くなっています。

2位以下をみると、身体障害では「自宅でも仕事ができること」、知的障害（療育）では「通勤手段があること」、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携が図られていること」、「就職前に、就職希望先で就労訓練や体験ができること」、精神障害と発達障害では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携が図られていること」、難病では「短時間の勤務や勤務日数を減らすなどの配慮が受けられること」と、障害の種類により様々となっています。

■ 働くために重要と思うこと（複数回答）



(7) 差別を受けた経験について

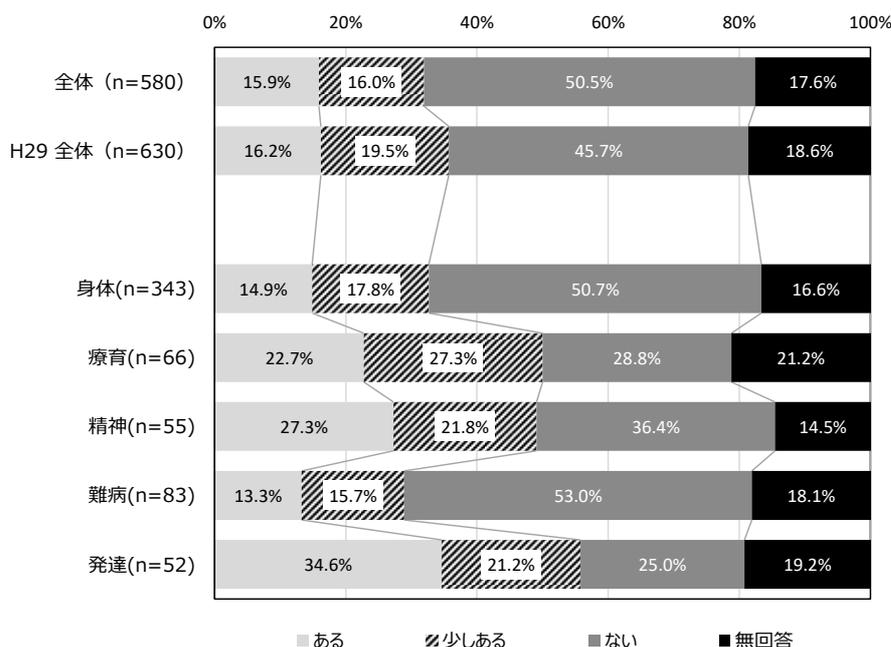
障害があることで差別を受けたり嫌な思いをしたりした経験について、「ある」と「少しある」を合わせた割合は発達障害で55.8%と最も多く、次いで知的障害（療育）で50.0%、精神障害で49.1%などとなっています。身体障害と難病では、「ない」が5割を超えて多くなっています。

平成29年に実施した前回調査と比較すると、「ある」は0.3ポイント、「少しある」は3.5ポイント今回の方が少なく、「ない」が前回よりも4.8ポイント多くなっています。

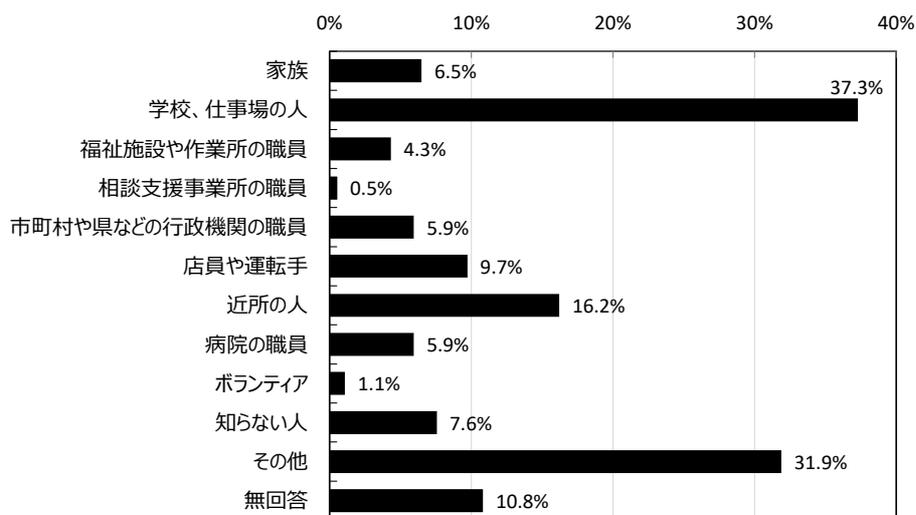
また、差別を受けた相手としては、「学校、仕事場の人」が37.3%と最も多く、次いで「近所の人」が16.2%となっています。割合は低いものの、「福祉施設や作業所の職員」、「行政機関の職員」、「病院の職員」などの回答も5%前後あります。

差別を受けたときの相談相手では、「家族・親戚」が42.2%と最も多く、次いで「友人・知人」が14.6%、「学校、仕事場の人」が8.1%などとなっています。「市役所、虐待防止センター」は0.5%とほとんど相談した人はおらず、3.8%の人は「誰にも相談しなかった」と回答しています。

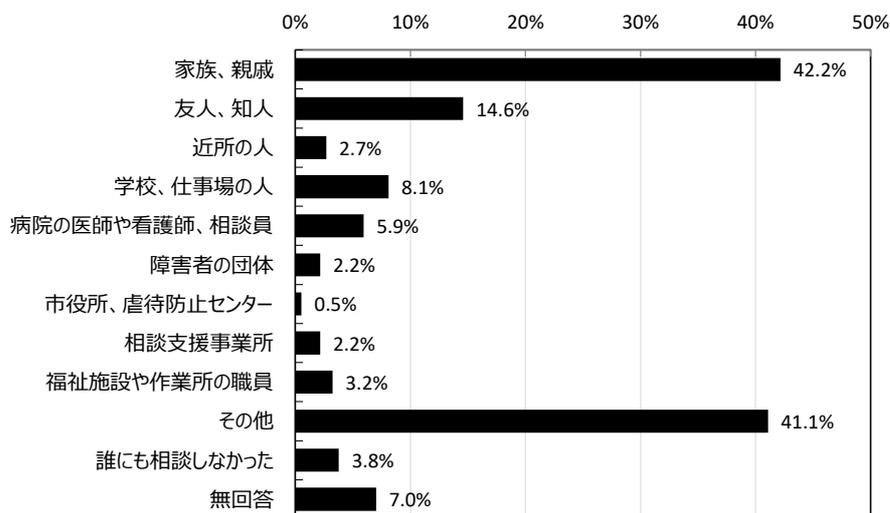
■ 差別を受けたりした経験の有無（単数回答）



■ 差別を受けた相手（複数回答 n=580）



■ 差別を受けたときの相談相手（複数回答 n=580）



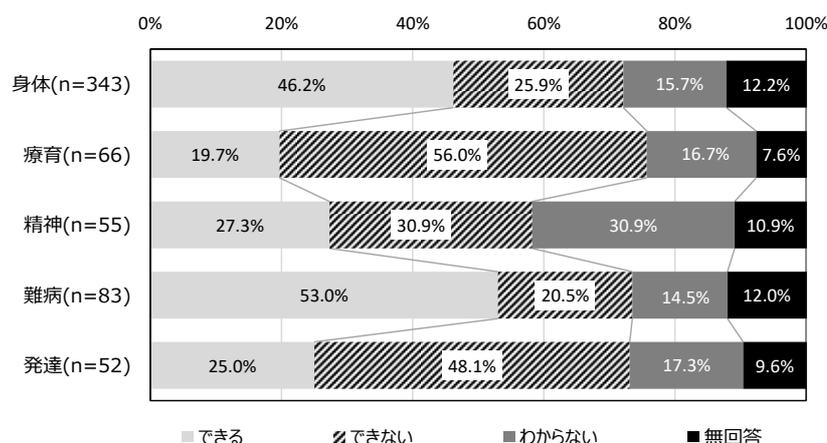
# 第1部 総論

## (8) 災害時の困りごとについて

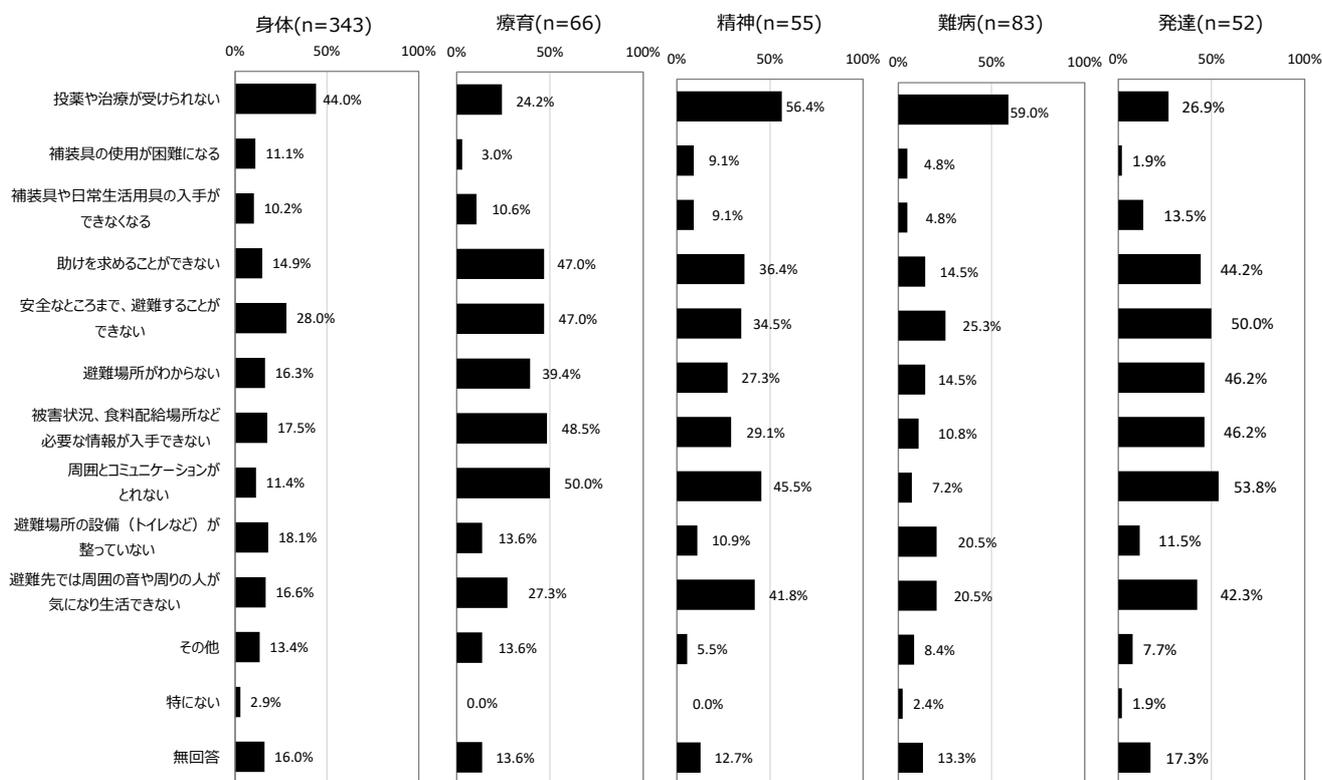
災害発生時に一人で避難が「できない」人が、知的障害（療育）と発達障害では半数前後います。また、精神障害では、「できる」、「できない」、「わからない」が3割前後で拮抗しています。

災害時に困ることでは、身体障害、精神障害、難病では「投薬や治療が受けられない」が4割～5割台と最も多く、知的障害（療育）と発達障害では「周囲とコミュニケーションがとれない」が5割台と最も多くなっています。

### ■ 一人での避難ができるか（単数回答）



### ■ 災害時に困ること（複数回答）

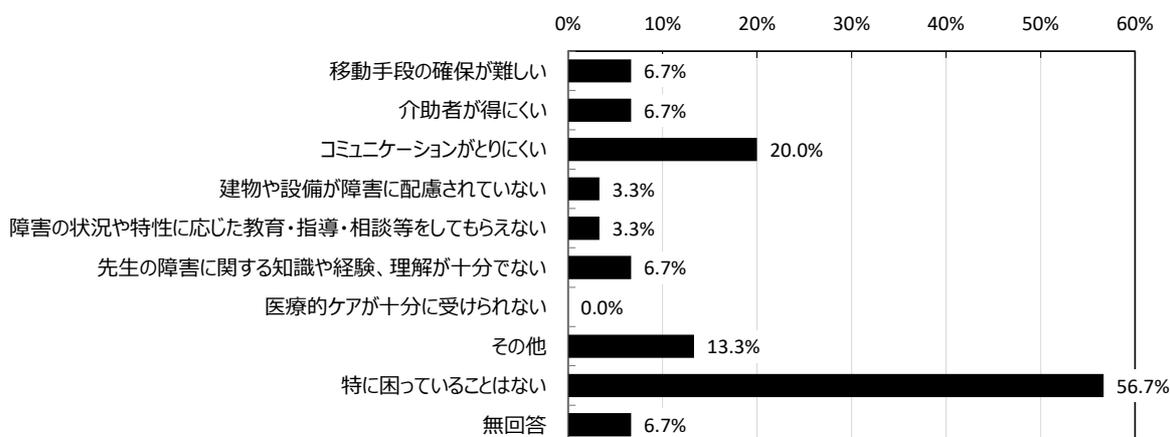


(9) 学校生活と進路について

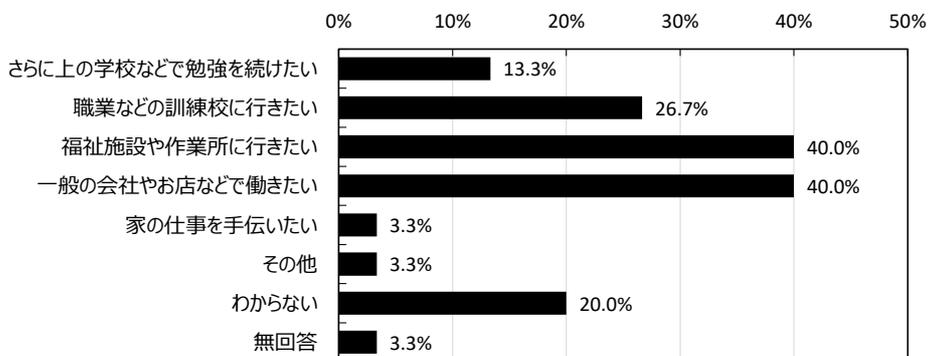
学校における困りごとでは、「コミュニケーションがとりにくい」が20.0%と最も多く、次いで「移動手段の確保が難しい」、「介助者が得にくい」、「先生の障害に関する知識や経験、理解が十分でない」がそれぞれ6.7%となっています。また、「特に困っていることはない」が56.7%となっています。

卒業後の進路については、「福祉施設や作業所に行きたい」、「一般の会社やお店などで働きたい」がそれぞれ40.0%と最も多く、次いで「職業などの訓練校に行きたい」が26.7%となっています。

■ 学校における困ること（複数回答 n=30）



■ 卒業後の進路（複数回答 n=30）

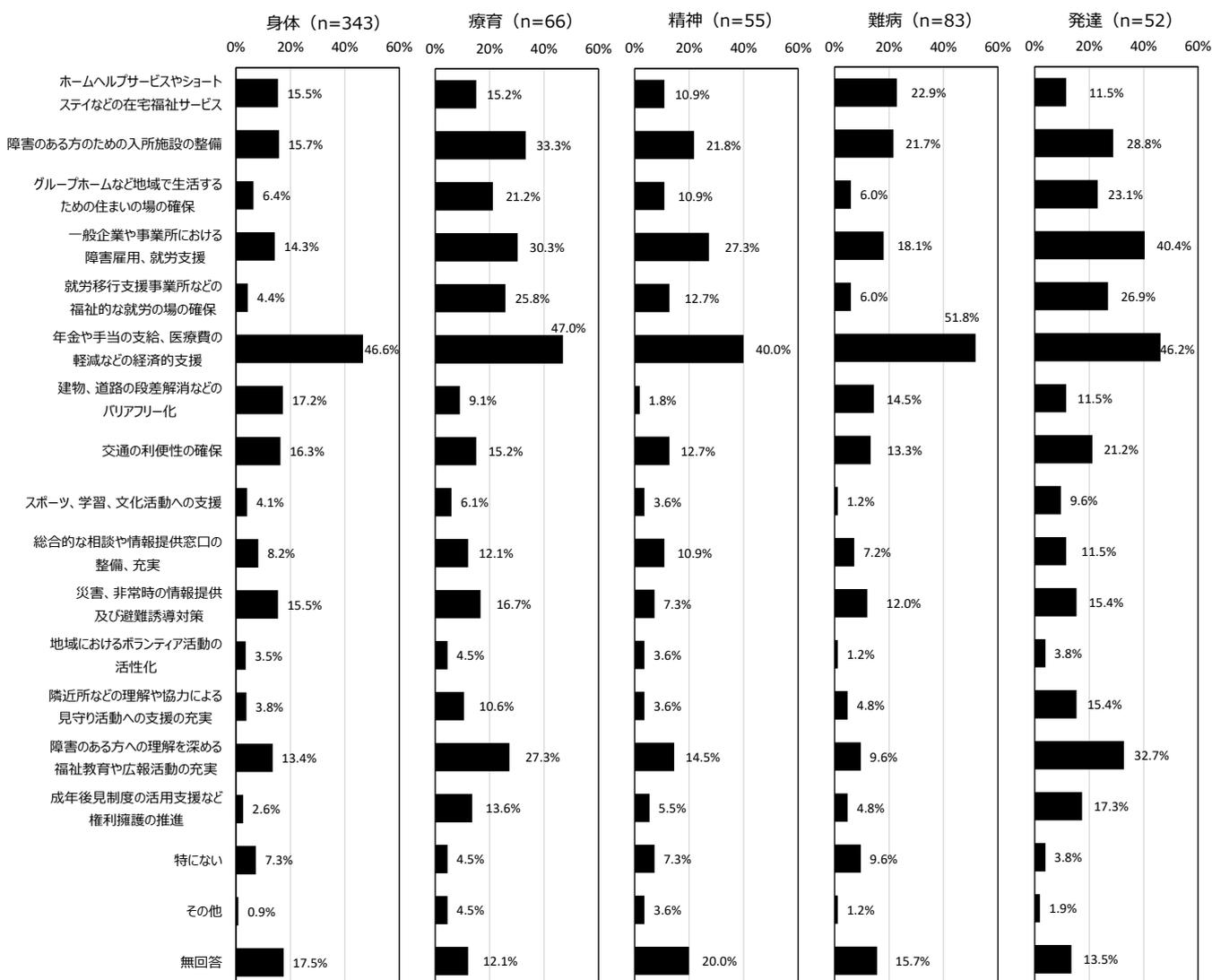


## 第1部 総論

### (10) 行政の取り組みについて

市が障害者施策を充実させるために特に力を入れる必要があると思うこととしては、「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」がすべての障害で4割から5割台と最も多くなっています。2位以下は障害の種類により様々で、身体障害では「建物、道路の段差解消などのバリアフリー化」、「交通の利便性の確保」、知的障害（療育）では「障害のある方のための入所施設の整備」、「一般企業や事業所における障害雇用、就労支援」、精神障害では「一般企業や事業所における障害雇用、就労支援」、「障害のある方のための入所施設の整備」、難病では「ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅福祉サービス」、「障害のある方のための入所施設の整備」、発達障害では「一般企業や事業所における障害雇用、就労支援」、「障害のある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が多くなっています。

#### ■ 障害福祉充実のために市が力を入れるべきと思うこと（複数回答）



### 第3節 ヒアリング結果

本計画策定にあたり、障害者関係団体に対して、団体の活動や活動上の課題、下妻市が実施している福祉サービス等に関するご意見を伺うヒアリング調査を実施しました。

調査の概要といただいた主なご意見は次のとおりです。

#### 1. 調査の概要

項目	内容 ※（ ）内の数字は回答数
回答団体	4
回答団体内訳	下妻市身体障害者福祉協会 下妻地方家族会 下妻市聴覚障害者協会 下妻市中心身障害児者父母の会
会員数	45人（うち下妻市在住44人） 22人（同11人） 22人（同5人） 42人（同37人） 下妻市在住者について、年齢別では、 18歳未満0人、18～40歳26人、41～64歳44人、65歳以上32人 ※回答に一部市外の人が含まれており、総数が一致していません。
主な活動	カラオケ、スポーツ、クリスマス会、輪投げ大会等のイベント・レクリエーション 療育キャンプ 県連や保健所の勉強会への参加
運営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者（団体）と市民が交流する機会が少ない（2）</li> <li>・他の障害者団体と交流する機会が乏しい</li> <li>・保健、福祉、医療、教育関係の機関との連携が不足している</li> <li>・活動に必要な情報や専門知識が不足している</li> <li>・障害者（団体）への差別や偏見により、新たに活動を始めたり、活動を継続するのが難しい</li> </ul>
課題解決に向けて必要な行動や支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車での移動支援</li> <li>・「ふくしまつり」といったイベントの開催</li> <li>・施設整備（砂沼荘のトイレ改修）</li> <li>・聴覚障害者のための通訳者の確保</li> <li>・情報提供</li> </ul>

## 2. 主な調査結果

項目	内容
相談系サービスについて	(特にご意見はありませんでした)
訪問系サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に役立っている点 社協の「あおぞらサービス」が大変ありがたい。</li> <li>・利用する上で困っている点 外出時(病院・買い物)の介助・移動に家族が大変</li> <li>・今後の利用にあたっての希望 介護タクシーを利用したい。</li> </ul>
日中活動系サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に役立っている点 週3日、施設で入浴、食事、リハビリでお世話になっています。</li> <li>・利用する上で困っている点 サービス利用のための外出準備が車椅子生活のため大変。</li> <li>・今後の利用にあたっての希望 障害福祉サービスで対応いただけないか。</li> </ul>
就労支援サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に役立っている点 出かける目的があることが幸い</li> <li>・利用する上で困っている点 「継続」が大事だが、それが難しい</li> <li>・今後の利用にあたっての希望 できるだけ長く続けられること。</li> </ul>
居住系サービスについて	(特にご意見はありませんでした)
地域生活支援系サービスについて	(特にご意見はありませんでした)
障害児支援系サービスについて	(特にご意見はありませんでした)
防災対策・避難所、防犯対策に関する課題や必要とする支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題 聴覚障害者は防災放送がわからない。</li> <li>・必要とする支援 防災メールなどが欲しい。</li> </ul>
差別の解消や合理的配慮、権利擁護などに関する課題や必要とする支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題 聴覚障害は見えない障害で、話をされても困る。</li> <li>・必要とする支援 身振り、筆談が必要</li> </ul>
疾病の予防や早期発見・対応、医療や医療的ケアなどに関する課題や必要とする支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題 病院に、手話のできる医師がいない。</li> <li>・必要とする支援 手話のできる医師がいてほしい。</li> </ul>
下妻市の障害福祉行政の取り組みについてのご意見・ご要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者への福祉についてはよくやっているという意見を多く耳にするが、(身体)障害者は入浴やゴミ出し、施設に入所する費用負担ができないなど、多くの困難を抱えている。コロナに怯え外出できない視覚障害の人もある。自助・共助・公助が揃わないと、生きていけない。私たちは助け合っていきたいと思います。(公助も)よろしくをお願いします。</li> <li>・通訳者が一人でも欲しい。市役所でも手話講座があってほしい。</li> <li>・手話言語法の運動をしたい。</li> </ul>

## 第4節 福祉サービス利用状況

第5期下妻市障害福祉計画・第1期下妻市障害児福祉計画において設定した障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児福祉サービスの量の見込と実績は次のとおりとなっています。

※R2(令和2)年度の実績値は、10月末現在(11月診査分)の数値です。

### 1. 障害福祉サービス

#### (1) 相談支援

区分			第5期目標値			実績値			達成率(実績/見込)		
事業名	単位		H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度
相談支援事業(一般・特定)	事業所数	力所	3	3	3	4	4	4	133.3	133.3	133.3
計画相談支援	利用者数	人	287	304	322	288	293	301	100.3	96.4	93.5
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0	0	0

#### (2) 訪問系サービス

区分			第5期目標値			実績値			達成率(実績/見込)		
事業名	単位		H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度
居宅介護	利用者数	人	46	49	52	30	26	25	65.2	53.1	48.1
	延利用時間	時間	4,020	4,282	4,544	4,394.5	3,072	2,950	109.3	71.7	64.9
重度訪問介護	利用者数	人	4	5	6	3	3	3	75	60	50
	延利用時間	時間	13,142	16,428	19,713	6,715.5	6,420.5	6,420	51.1	39.1	32.6
同行援護	利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間	22	22	22	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間	22	22	22	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第1部 総論

(3) 日中活動系サービス（日常支援・自立訓練）

区分			第5期目標値			実績値			達成率（実績/見込）		
事業名	単位		H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度
生活介護	利用者数	人	121	122	123	113	115	114	93.4	94.3	92.7
	延利用者数	人日	28,210	28,443	28,676	25,177	26,119	25,878	89.2	91.8	90.2
療養介護	利用者数	人	8	9	10	7	8	7	87.5	88.9	70
短期入所（福祉型）	利用者数	人	25	26	27	22	23	10	88	88.5	37.0
	延利用者数	人日	1,547	1,609	1,670	839	958	420	54.2	59.5	25.1
短期入所（医療型）	利用者数	人	4	4	4	2	3	2	50	75	50
	延利用者数	人日	109	109	109	77	155	104	70.6	142.2	95.4
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人	1	2	3	0	1	1	0	50	33.3
	延利用者数	人日	120	240	360	0	3	120	0	16.3	33.3
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人	7	8	9	7	5	5	100	62.5	55.6
	延利用者数	人日	956	1,092	1,229	1,339	1,044	1,045	140.1	95.6	85.0

(4) 日中活動系サービス（就労支援）

区分			第5期目標値			実績値			達成率（実績/見込）		
事業名	単位		H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度
就労移行支援	利用者数	人	25	30	34	27	20	14	108	66.7	41.2
	延利用者数	人日	4,423	5,307	6,015	4,008	2,710	1,904	90.6	51.1	31.7
就労継続支援（A型）	利用者数	人	10	11	12	14	15	17	140	136.4	141.7
	延利用者数	人日	1,496	1,645	1,795	2,048	2,228	2,533	136.9	135.4	141.1
就労継続支援（B型）	利用者数	人	103	105	107	109	110	107	105.8	104.8	100
	延利用者数	人日	19,926	20,313	20,699	20,384	21,452	20,865	102.3	105.6	100.8
就労定着支援	利用者数	人	1	1	1	0	1	1	0	100	100

(5) 居住系サービス

区分			第5期目標値			実績値			達成率（実績/見込）		
事業名	単位		H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度
施設入所支援	利用者数	人	56	55	54	58	56	55	103.6	101.8	101.9
共同生活援助	利用者数	人	47	48	49	64	67	69	136.2	139.6	140.8
自立生活援助	利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0	0	0

## 2. 地域生活支援事業

## (1) 必須事業

区分			第5期目標値			実績値			達成率（実績/見込）			
事業名	単位		H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	
理解促進研修・啓発事業	実績	有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○	
自発的活動支援事業	実績	有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○	
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	力所	3	3	3	4	4	4	133.3	133.3	133.3
	基幹相談支援センター	設置	有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○
	相談支援機能強化事業	実績	有無	無	無	有	有	有	有	○	○	○
	住宅入居等支援事業	実績	有無	無	無	有	無	無	無	-	-	×
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人	1	1	1	0	1	0	0	100	0	
成年後見制度法人後見支援事業	実績	有無	無	無	有	無	無	無	-	-	×	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	件	20	25	30	11	2	0	70	8	0
	手話通訳者設置事業	設置者数	力所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数	件	3	3	3	7	4	0	233.3	133.3	0
	自立生活支援用具	利用件数	件	4	4	4	3	7	1	75	175	25
	在宅療養等支援用具	利用件数	件	2	2	2	2	2	0	100	100	0
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	3	4	4	1	1	0	33.3	25	0
	排泄管理支援用具	利用件数	件	660	680	700	711	814	87	107.7	119.7	12.4
	住宅改修費	利用件数	件	2	2	2	1	3	0	50	150	0
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	人	15	15	15	8	7	6	53.3	46.7	40	
移動支援事業（個別支援事業）	利用者数	人	9	9	9	8	10	5	88.9	111.1	55.6	
	延利用時間	時間	529	529	529	139	267	90	26.3	50.5	17.0	
地域活動センター機能強化事業	実績	有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○	

※計測する単位等を実績の有無としている事業の「実績/見込」欄については、年度ごとに「見込無はハイフン（-）」、「見込有→実績無は×」、「見込有→実績有は○」を記載。

第1部 総論

(2) 任意事業

区分			第5期目標値			実績値			達成率（実績/見込）			
事業名	単位		H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	
訪問入浴サービス	利用者数	人	4	5	6	7	6	5	175	120	83.3	
日中一時支援	利用者数	人	53	55	57	59	52	43	111.3	94.5	75.4	
自動車運転免許取得・改造費補助事業	利用者数	人	2	3	3	2	5	0	100	166.6	0	
障害者虐待防止対策支援事業	実績	有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○	
自立支援医療費	更生医療	利用者数	人	4	5	6	6	8	7	150	160	116.7
	育成医療	利用者数	人	2	3	4	7	3	3	350	100	75
	精神通院医療	利用者数	人	530	550	570	520	532	151	98.1	96.7	26.5
補装具費	利用者数	人	80	82	84	99	67	18	123.8	81.7	21.4	

※計測する単位等を実績の有無としている事業の「実績/見込」欄については、年度ごとに「見込有→実績有は○」を記載。

### 3 障害児福祉サービス

#### (1) 障害児相談支援

区分			第1期目標値			実績値			達成率（実績/見込）		
事業名	単位		H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度
障害児相談支援	利用者数	人	49	52	55	63	64	66	128.6	123.1	120

#### (2) 障害児通所支援

区分			第1期目標値			実績値			達成率（実績/見込）		
事業名	単位		H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度
児童発達支援	利用者数	人	4	5	6	12	8	10	300	160	166.7
	延利用者数	人日	256	320	384	913	779	970	356.6	243.4	252.6
放課後等 デイサービス	利用者数	人	45	51	56	51	56	58	113.3	109.8	103.6
	延利用者数	人日	8,325	9,435	10,360	8,888	9,591	9,918	106.8	101.7	95.7
保育所等訪問 支援	利用者数	人	2	3	3	1	1	1	50	33.3	33.3
	延利用者数	人日	96	144	144	1	2	1	1.04	1.39	0.69
医療型 児童発達支援	利用者数	人	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日	0	0	32	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日	0	0	32	0	0	0	0	0	0

#### (3) その他の事業

区分			第1期目標値			実績値			達成率（実績/見込）		
事業名	単位		H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	利用件数	件	2	3	3	2	0	0	100.0	0	0
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	利用件数	件	2	3	3	1	1	0	50.0	33.3	0

## 第3章 計画の理念・基本目標

### 第1節 計画の理念・基本視点

---

#### 1. 理念

「第6期下妻市障害福祉計画」及び「第2期下妻市障害児福祉計画」は、下妻市が取り組むべき障害者・児に対する福祉施策の基本方向を定めた総合的計画である「下妻市障害者計画」を上位とし、主として障害福祉サービスの分野を受け持つ計画であることから、以下の第3期下妻市障害者計画の理念をもって、本計画の理念とします。

**ともに支えあう  
障害のある人にもない人にも  
やさしいまち**

#### 2. 基本視点

第3期下妻市障害者計画では、基本視点として次の3つを掲げています。

- 障害のある人の人権と主体性を尊重した支援
- 利用者本位の障害福祉サービスの充実
- インクルージョンの理念に基づく共生社会の実現

障害者・児への福祉サービスに主眼を置く本計画では、なかでも「利用者本位の障害福祉サービスの充実」を最重要の視点と捉え、障害福祉サービスや地域生活支援事業をはじめとする様々な福祉サービスの充実を図るとともに、必要とする人が使いやすい、利用者の目線に立ったサービスの提供に努めます。

## 第2節 計画の基本目標

---

本計画では、障害のある人の自立と社会参加、共生社会の実現、障害児福祉の充実に向けて、以下の5つの基本目標を設定し、各種の事業を推進します。

なお、基本目標のⅠからⅣについては「第2部 第6期下妻市障害福祉計画」、基本目標Ⅴについては「第3部 第2期下妻市障害児福祉計画」において推進するものとします。

### 基本目標Ⅰ 相談支援の充実

- 障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人の多様なニーズに対応する適切な福祉サービスの利用を促進するため、相談支援業務の全般的な充実を図ります。

### 基本目標Ⅱ 障害福祉サービスの基盤整備

- 障害のある人の状態や希望に応じた障害福祉サービスを適切に提供するため、必要なサービスの量の見込みを把握し、供給体制の確保を図ります。

### 基本目標Ⅲ 地域生活の支援

- 障害のある人が地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らしていけるよう、必須事業と任意事業からなる地域生活支援事業等により、在宅での自立生活を支援します。

### 基本目標Ⅳ 地域における障害者福祉の推進

- 障害のある人もない人も、同じ地域で互いに尊重し暮らしていけるよう、福祉に関わる多様な主体の連携強化を推進するとともに、虐待防止や権利擁護などに関する周知・啓発を行い、地域全体で障害者福祉の向上に取り組みます。

### 基本目標Ⅴ 障害のある児童の支援

- 障害のある児童・生徒に必要な療育や保育・教育などの支援が身近な地域で受けることができ、その児童・生徒と家族が地域の中で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら福祉施策の充実及び体制の整備に取り組みます。

### 第3節 施策の体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。

	基本目標	施策の方向	具体的事業
第6期下妻市障害福祉計画	I 相談支援の充実	1. 相談支援体制の充実	・相談支援事業 ・計画相談支援
		2. 地域生活への移行、定着支援の充実	・地域移行支援 ・地域定着支援
		3. 協議会の活性化	
	II 障害福祉サービスの基盤整備	1. 訪問系サービスの充実	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
		2. 日中活動系サービス(日常的支援・自立訓練)の充実	・生活介護 ・療養介護 ・短期入所 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		3. 日中活動系サービス(就労支援)の充実	・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型) ・就労定着支援
		4. 居住系サービスの充実	・施設入所支援 ・共同生活援助 ・自立生活援助
	III 地域生活の支援	1. 地域生活支援事業の充実	・必須事業 ・任意事業 ・地域生活支援促進事業
		2. その他の自立支援給付事業の充実	
		3. 地域生活支援拠点の整備	・自立支援医療費 ・補装具費
	IV 地域における障害者福祉の推進	1. 関係機関との連携強化	
		2. 虐待の防止	
		3. 権利の擁護	
		4. 差別の解消	
		5. 安全対策の推進	
	第2期下妻市障害児福祉計画	V 障害のある児童の支援	1. 障害児相談支援の充実
2. 障害児通所支援事業の充実			・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・医療型児童発達支援
3. 重度心身障害児等支援の充実			・居宅訪問型児童発達支援
4. 障害児等の育成支援の充実			・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業
5. 地域における障害児福祉の充実			

## **第2部 第6期下妻市障害福祉計画**

---

---

## 第1章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 相談支援の充実

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人の多様なニーズに対応する適切な福祉サービスの利用を促進するため、相談支援業務の全般的な充実を図ります。

#### 施策の方向1 相談支援体制の充実

- 「障害者基幹相談支援センター（下妻市役所第二庁舎1階 福祉課障害福祉係内）を核とした相談支援の充実を図ります。
- サービス利用者の状態や希望を勘案し、連続性と一貫性を持ったサービスが提供されるよう、サービス等利用計画の策定を支援します。

具体的事業 (P43)	・相談支援事業	・計画相談支援
----------------	---------	---------

#### 施策の方向2 地域生活への移行、定着支援の充実

- 地域生活へ移行を希望する人の計画的な移行が促進されるよう、地域移行支援のニーズを把握し、必要な支援体制の確保を図ります。
- 地域生活へ移行した人が安心して地域での生活を継続できるよう、地域定着支援の提供体制の充実を図ります。

具体的事業 (P43)	・地域移行支援	・地域定着支援
----------------	---------	---------

#### 施策の方向3 協議会の活性化

- 障害のある人の多様な相談業務に対して総合的な対応ができるよう、また、サービス提供上の課題等の解決が促進されるよう、保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等、障害福祉に関連する行政及び民間団体、市民等によって構成される「下妻市障害者自立支援協議会」の活性化を通じ、関係機関の連携強化を図ります。

## 基本目標Ⅱ 障害福祉サービスの基盤整備

障害のある人の状態や希望に応じた障害福祉サービスを適切に提供するため、必要なサービスの量の見込みを把握し、供給体制の確保を図ります。

### 施策の方向1 訪問系サービスの充実

- 障害のある人の居宅での生活を支援するため、訪問系サービスの充実を図ります。
- 重度の人に対し、医療機関への入院時にも一定のサービスを提供します。

具体的事業 (P44)	・居宅介護 ・行動援護	・重度訪問介護 ・重度障害者等包括支援	・同行援護
----------------	----------------	------------------------	-------

### 施策の方向2 日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）の充実

- 障害のある人の施設での生活を支援するため、障害の状態等に応じた日中の生活介護や自立訓練等の充実を図ります。

具体的事業 (P45)	・生活介護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)	・療養介護	・短期入所
----------------	---------------------------	-------	-------

### 施策の方向3 日中活動系サービス（就労支援）の充実

- 障害のある人の生産活動への参加や、一般企業等での就労を促進するため、知識・能力の向上のための訓練の充実を図ります。
- 就業に伴う生活面の課題に対応し、職場に定着できるよう、事業所・家族との連絡調整等を支援します。

具体的事業 (P46)	・就労移行支援 ・就労定着支援	・就労継続支援(A型・B型)
----------------	--------------------	----------------

### 施策の方向4 居住系サービスの充実

- 施設や地域で暮らす人が夜間も安心して過ごせるよう、訪問系サービスや日中活動系サービスと合わせて、主に夜間の介護サービスの充実を図ります。
- 施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、グループホームの充実を図ります。
- 地域生活に移行した人の地域への定着を図るため、定期巡回訪問や随時訪問等による相談・助言サービスを実施します。

具体的事業 (P47)	・施設入所支援	・共同生活援助	・自立生活援助
----------------	---------	---------	---------

## 基本目標Ⅲ 地域生活の支援

障害のある人が地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らしていけるよう、必須事業と任意事業からなる地域生活支援事業等により、在宅での自立生活を支援します。

### 施策の方向1 地域生活支援事業の充実

- 障害のある人もない人も地域でともに暮らしていけるよう、障害への理解促進や権利の擁護、意思疎通支援、情報提供、コミュニケーション機会の創出等に努めます。
- 障害者総合支援法に定められている相談支援や障害福祉サービスに加えて、地域の実情に合わせた福祉サービスの充実を図ります。

具体的事業 (P48～50)	<必須事業>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解促進研修・啓発事業</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>・日常生活用具給付等事業</li> <li>・移動支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自発的活動支援事業</li> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> <li>・意思疎通支援事業</li> <li>・手話奉仕員養成研修事業</li> <li>・地域活動支援センター機能強化事業</li> </ul>
	<任意事業>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中一時支援</li> <li>・自動車運転免許取得・改造費補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴サービス</li> </ul>
	<地域生活支援促進事業>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止対策支援事業</li> </ul>	

### 施策の方向2 その他の自立支援給付事業の充実

- 心身に障害のある人や児童・生徒に対し、その障害の除去・軽減を図るための医療費を支給します。
- 障害のある人や児童・生徒の身体の欠損又は身体機能を補完する器具（補装具）の購入費・修理費を助成します。

具体的事業 (P49～50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具費</li> </ul>
-------------------	--	---

### 施策の方向3 地域生活支援拠点の整備

- 地域生活支援の機能を強化するため、①相談、②体験の機会・場の提供、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり等の機能を集約した拠点の整備を進めます。

## 基本目標Ⅳ 地域における障害者福祉の推進

---

障害のある人もない人も、同じ地域で互いに尊重し暮らしていけるよう、福祉に関わる多様な主体の連携強化を推進するとともに、虐待防止や権利擁護などに関する周知・啓発を行い、地域全体で障害者福祉の向上に取り組みます。

### 施策の方向1 関係機関との連携強化

- 障害のある人に対するサービス等の充実や地域生活への移行を促進するため、医療機関や教育機関、公共職業安定所、職業リハビリテーションを行う機関等との連携を強化し、総合的な支援に取り組みます。
- 保健・医療・福祉、教育分野等の庁内各担当課の連携を強化し、一体的なサービスの提供に努めます。
- 障害のある人やその家族に対して、各障害福祉団体が取り組む事業等の情報提供や、団体の事業実施上の課題等を集約し、そのサポートに努めます。

### 施策の方向2 虐待の防止

- 「障害者虐待防止センター」により、虐待の早期発見、発生時の対応、再発防止に取り組みます。
- 関係機関との連携・調整を行うなど、障害者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待防止に対する取り組みとも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。
- 障害福祉サービス事業所や使用者、養護者等、市民や団体に向けて、虐待とその防止に関する知識の普及啓発、虐待発生時の支援に取り組みます。

### 施策の方向3 権利の擁護

- 知的障害、精神障害等の理由で判断能力に困難さを抱える人に対し、成年後見制度の周知を図ります。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合には、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業を推進します。
- 地域生活支援事業における成年後見制度法人後見支援事業と合わせて、市民後見人の育成、支援について検討し、障害者等をはじめとする権利擁護事業を推進します。

#### 施策の方向4 差別の解消

- 障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。福祉課が窓口となり、障害者差別及び解消に関する知識の普及啓発、差別の事象発生時の解消に取り組みます。
- 障害者にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮」に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- 社会的障壁を取り除き、障害者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ハード面・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

#### 施策の方向5 安全対策の推進

- 災害や緊急事態の発生時において、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などの障害がある人が、対応の遅れにより被害にあう可能性が高いと考えられるため、自主防災組織の活用や地域住民との連携等による災害等発生時の安全確保対策の充実を図ります。
- 災害等発生時において、障害福祉サービス事業所等が福祉避難所となることも踏まえた上で、防災対策を検討します。
- 日常生活の中での交通安全の確保や、障害のある人や高齢者が安全・快適に移動できる交通環境の整備を促進します。

## 第2章 成果目標

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号）」において、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標（以下、「成果目標」という。）の設定と、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込みを行うことが適当としています。

本市においては、この指針や茨城県の考え方、本市の実情を踏まえ、成果目標を次のとおり定めます。

### 第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者（以下、「施設入所者」という。）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等での生活に移行する人の数を見込み、令和5年度末の成果目標を設定します。

本市では、障害のある人の状況と意向、地域の受け入れ体制等を踏まえながら、関係機関と連携し、地域生活への移行を目指しています。

#### 【国の指針】

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
  - ② 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
- ※第5期障害福祉計画の目標が令和2年度末において達成されないと見込まれる場合、その未達成割合を加算

#### 【本市の設定】

- ① 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
- ② 令和5年度末の施設入所者数が①の目標に達するための地域生活へ移行者数を設定

項目	数	割合	備考
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	56人		目標設定の基準値
<目標> 令和5年度末時点の施設入所者数 (B)	55人	1.8%削減	Aの1.6%以上削減
施設入所者削減数 (C)	1人		A-B
新規施設入所者数 (D)	2人		目標設定のための仮定値
<目標> 地域生活移行者数 (E)	3人	Aの5.4%	A+D-B

※第5期下妻市障害福祉計画の実績

項目	目標		実績	
	数	割合	数	割合
(基準値) 平成28年度末の施設入所者数	56人			
(目標) 令和2年度末の施設入所者数	54人	3.6%削減	55人	1.8%削減
施設入所者削減数 (C)	2人			
新規施設入所者数 (D)	1人			
(目標) 福祉施設から地域生活への移行者数	3人	5.4%削減	2人	3.6%削減

## 第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害にも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場の充実が求められています。

本市では保健・医療・福祉関係者による協議の場として設置されている「下妻市障害者自立支援協議会」を地域精神保健福祉と一体的に推進しています。

### 【国の指針】

- ① 保健、医療・福祉関係者による協議の場の年間の開催回数の見込みの設定
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数の見込みの設定
- ③ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みの設定

### 【本市の設定】

- ① 国の指針に準拠

### <目標>

下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実

## 第3節 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域での暮らしを支え、自立を希望する人への支援を行うため、①自立等に関する相談、②一人暮らしやグループホーム等での生活体験の機会の提供、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり等の機能を集約した拠点整備などが求められています。

本市でも、市内外の事業者や関連機関との連携により、市内または圏域内での拠点整備を進めています。

### 【国の指針】

- ① 令和5年度末までの間の各市町村又は各圏域における1つ以上の地域生活支援拠点の確保及びその機能の充実のための年1回以上の運用状況の検証及び検討

### 【本市の設定】

- ① 国の指針に準拠

項目	目標	数
「地域生活支援拠点等」の整備	1カ所（市内または圏域内）	整備中

## 第4節 福祉施設から一般就労への移行等

国は、就労移行支援事業等を通じ、障害のある人が一般就労へ移行すること、また就労定着支援を通じて就労移行した人の職場への定着を促進しています。

本市でも、事業所や関係機関と連携・協力し、就労移行支援事業の強化と就労定着支援の提供を目指しています。

### 【国の指針】

- ① 令和5年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年実績の1.27倍以上
- ② 令和5年度中の就労移行支援事業の一般就労移行者数を令和元年実績の1.30倍以上
- ③ 令和5年度中の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を令和元年実績の1.26倍以上
- ④ 令和5年度中の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を令和元年実績の1.23倍以上
- ⑤ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用
- ⑥ 令和5年度就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

### 【本市の設定】

- ① 国の指針に準拠

	項目	数	割合	備考
①	令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行数	4人		目標設定の基準値
	<目標>令和5年度中の一般就労への移行数	7人	1.75倍	
②	令和元年度の就労移行支援事業での一般就労移行数	4人		
	<目標>令和5年度中の一般就労への移行数	5人	1.25倍	
③	令和元年度の就労継続支援A型事業での一般就労移行数	0人		
	<目標>令和5年度の一般就労への移行数	1人	—	
④	令和元年度の就労継続支援B型事業での一般就労移行数	0人		
	<目標>令和5年度の一般就労への移行数	1人	—	
⑤	令和5年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合	5人	71%	
⑥	就労定着率が8割以上の事業所の割合		70%	

### ※第5期下妻市障害福祉計画の実績

項目	目標	実績	備考
令和2年度中の一般就労への移行数	3人	0人	
令和2年度末の就労移行支援の利用者数	34人	14人	
就労移行率3割以上の事業所数	1事業所	0事業所	
就労定着支援開始から1年時点の職場定着率	8割以上	10割	

## 第5節 相談支援体制の充実・強化等

国は、各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援体制を強化し、障害のある人のニーズにきめ細かく対応した支援を実施することを求めています。

本市においても、相談支援事業所や専門機関と連携し、相談支援体制の充実を図っていきます。

### 【国の指針】

- ① 令和5年度末までの、各市町村又は圏域における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

### 【本市の設定】

- ① 国の指針に準拠

### <目標>

相談支援体制の充実・強化等のための取り組み実施の体制の継続と強化

## 第6節 障害福祉サービス等の質を向上させる取り組みに係る体制の構築

国は、障害福祉サービスの質の向上を図るため、市町村に対し、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加や、障害者自立支援審査支払システム等の活用を求めています。

本市においても、研修等への参加を通じた職員の資質向上等を図っていきます。

### 【国の指針】

- ① 令和5年度末までの、都道府県及び市町村における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築

### 【本市の設定】

- ① 国の指針に準拠

### <目標>

障害福祉サービス等の質向上のための研修の参加等の取り組みに係る体制の継続

## 第3章 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策

### 第1節 相談支援

#### 1. 事業内容

相談支援事業	障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
計画相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後の障害福祉サービス事業者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、地域移行に向けた支援として、住居の確保や外出への同行支援、相談、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に、常時の連絡体制を確保して、地域生活を継続していくための支援を行います。

#### 2. 量の見込と確保の方策

##### (1) 量の見込み

相談支援は障害者が必要なサービスを適切に受けるため、また障害者の権利を守るために重要な役割があります。計画相談支援の実績値は、平成30年以降、年々増加していることを踏まえ、量を見込みました。

区分		見込み		
事業名	単位	R3年度	R4年度	R5年度
相談支援事業	事業所数 カ所	4	4	4
計画相談支援	利用者数 人	310	319	329
地域移行支援	利用者数 人	1	1	1
地域定着支援	利用者数 人	1	1	1

##### (2) 確保の方策

「障害者基幹相談支援センター（下妻市役所第二庁舎1階 福祉課障害福祉係内）」の充実及び指定相談事業所の確保により、対応力強化を図ります。

## 第2節 訪問系サービス

### 1. 事業内容

居宅介護	入浴・排泄・食事など、在宅生活における介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的障害者・精神障害者であって、常に介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等を行います。
行動援護	著しい行動障害を有する知的障害者・精神障害者であって、常に介護を必要とする人に、危険回避のために必要な援護、移動の援護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障害者であって、その必要度が著しく高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

### 2. 量の見込と確保の方策

#### (1) 量の見込み

居宅介護、重度訪問介護とも、平成30年度以降利用実績は減少していますが、障害者本人や介護者の高齢化により、今後の利用は増加するものとして、量を見込みました。

区分		見込み			
事業名	単位	R3年度	R4年度	R5年度	
居宅介護	利用者数	人	26	27	28
	延利用時間	時間	3,068	3,186	3,304
重度訪問介護	利用者数	人	4	5	6
	延利用時間	時間	8,560	10,700	12,840
同行援護	利用者数	人	1	1	1
	延利用時間	時間	22	22	22
行動援護	利用者数	人	1	1	1
	延利用時間	時間	22	22	22
重度障害者等包括支援	利用者数	人	0	0	0
	延利用時間	時間	0	0	0

#### (2) 確保の方策

障害のある人のニーズに応えるサービス提供のために、人材の確保・育成に努めるとともに、サービス提供事業者への的確な情報提供を進めていきます。

## 第3節 日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）

### 1. 事業内容

生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に日中に障害福祉サービスとして行われる入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動・生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療を必要とする障害者であって、常に介護を必要とする人に、病院等の施設で行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等を行います。
短期入所	居宅で介護を行う人が疾病等の場合に、短期間、施設等で必要な介護等を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障害者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障害者・精神障害者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### 2. 量の見込と確保の方策

#### （1）量の見込み

各サービスとも、平成30年度以降、利用実績に大きな増加がみられていないことを踏まえ、量を見込みました。

区分		見込み			
事業名	単位	R3年度	R4年度	R5年度	
生活介護	利用者数	人	115	116	117
	延利用者数	人日	26,105	26,332	26,559
療養介護	利用者数	人	7	7	7
	延利用者数	人日	950	1,092	1,134
短期入所（福祉型）	利用者数	人	25	26	27
	延利用者数	人日	156	156	156
短期入所（医療型）	利用者数	人	3	3	3
	延利用者数	人日	240	360	480
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人	2	3	4
	延利用者数	人日	835	835	835
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人	4	4	4
	延利用者数	人日	835	835	835

#### （2）確保の方策

障害のある人の状態や希望に合わせたサービスの提供ができるよう、ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業者と協力して量の確保を図っていきます。

## 第4節 日中活動系サービス（就労支援）

### 1. 事業内容

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	通常の事業所で雇用されることが困難な障害者を雇用し、生産活動等を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用には至らないが、雇用に向け、より実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就職した障害のある人に、就労が続くよう生活面での課題を解決するため、事業所や家族との連絡調整や支援を行います。

### 2. 量の見込と確保の方策

#### （1）量の見込み

平成30年度からの利用実績では、就労継続支援（A型）が年々伸びていること、就労移行支援はアンケートでの今後の利用意向が強いことを踏まえて、量を見込みました。

事業名	区分		見込み		
	単位		R3年度	R4年度	R5年度
就労移行支援	利用者数	人	15	20	26
	延利用者数	人日	2,040	2,720	3,536
就労継続支援（A型）	利用者数	人	19	21	24
	延利用者数	人日	2,831	3,129	3,576
就労継続支援（B型）	利用者数	人	110	112	115
	延利用者数	人日	21,452	21,840	22,425
就労定着支援	利用者数	人	1	1	1

#### （2）確保の方策

就労移行に係る支援については、地元企業やハローワーク等との連携強化を図ることで就労機会の拡大に努めることと合わせて、必要な訓練の提供体制の整備を進めます。また、障害者優先調達法を踏まえ、行政における障害者施設からの物品調達の拡充を図り、雇用環境の充実につなげます。

就労定着支援については、就労移行する人に合わせたサービスの提供ができるよう、事業の周知と実施事業者の確保を進めていきます。

## 第5節 居住系サービス

### 1. 事業内容

施設入所支援	障害者支援施設等に入所する障害者に、夜間や休日における入浴・排泄・食事等の介護を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、入浴・排泄・食事等の介護、相談その他日常生活の援助を行います。
自立生活援助	施設等に入所していた障害者が一人暮らしを始めた際に、定期巡回訪問や随時訪問等による相談・助言、連絡調整等を行います。

### 2. 量の見込と確保の方策

#### (1) 量の見込み

障害者本人や介護者の高齢化により、今後の施設利用のニーズは高まることが予想され、アンケートにおいても施設入所支援の今後の利用意向は強くなっていることを踏まえて、量を見込みました。

区分		見込み		
事業名	単位	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	利用者数 人	55	55	55
共同生活援助	利用者数 人	73	77	80
自立生活援助	利用者数 人	0	0	1

#### (2) 確保の方策

福祉サービス提供事業者や医療機関との連携を進めることにより、本サービスの提供体制の整備を図っていきます。

## 第6節 地域生活支援事業

### 1. 事業内容

#### (1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発等を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等の円滑な日常生活に資する自立生活支援用具等の給付や重要な情報入手手段である点字図書の購入費用の給付、重度の障害者の家庭生活を送りやすくするための住宅改修工事費の給付等を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障害者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上必要な外出や社会参加のために外出する際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等を行います。

#### (2) 任意事業

日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び一時的な介護負担の軽減を図るために、障害者等の日中の活動の場を提供します。
訪問入浴サービス	入浴に介助を必要とする在宅の人の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護及び身体の清拭を行います。
自動車運転免許取得・改造費補助事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

#### (3) 地域生活支援促進事業

障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関や地域住民等の協力体制の整備、支援体制の強化を図ります。
---------------	---

## (4) その他の自立支援給付事業

自立支援医療費	障害の除去、または軽減のために、身体障害のある人に更生医療、身体障害のある児童に育成医療、精神障害のある人に精神通院医療を給付します。
補装具費	身体障害者手帳所持者に対し、失われた部分や障害のある部分の機能を補うための器具の購入費・修理費の全部または一部を助成します。

## 2. 量の見込と確保の方策

## (1) 量の見込み

実績の有無に係る事業については、令和5年度までにすべての整備を完了します。

また、平成30年度以降の利用実績では、排泄管理支援用具、移動支援事業を除き、大きな増加は見られていませんが、必要とする人へ適切にサービスを提供するための周知を進めることで、今後の利用は伸びると予測して、量を見込みました。

区分			見込み			
事業名	単位等		R3年度	R4年度	R5年度	
理解促進研修・啓発事業	実績有無	有無	有	有	有	
自発的活動支援事業	実績有無	有無	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	事業所数	力所	4	4	4
		設置有無	有無	有	有	有
	相談支援機能強化事業	実績有無	有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実績有無	有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実績有無	有無	無	無	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	件	10	15	20
	手話通訳者設置事業	設置者数	力所	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数	件	4	4	4
	自立生活支援用具	利用件数	件	5	5	5
	在宅療養等支援用具	利用件数	件	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	2	2	2
	排泄管理支援用具	利用件数	件	860	880	900
	住宅改修費	利用件数	件	2	2	2

## 第2部 第6期下妻市障害福祉計画

区分			見込み		
事業名	単位等		R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	人	10	10	10
移動支援事業（個別支援事業）	利用者数	人	10	11	12
	延利用時間	時間	270	297	324
地域活動支援センター機能強化事業	実績有無	有無	有	有	有
日中一時支援	利用者数	人	55	58	61
訪問入浴サービス	利用者数	人	5	6	7
自動車運転免許取得・改造費補助事業	利用者数	人	3	3	3
障害者虐待防止対策支援事業	実績有無	有無	有	有	有
自立支援医療費	更生医療	利用者数	人	8	8
	育成医療	利用者数	人	3	3
	精神通院医療	利用者数	人	560	570
補装具費	利用者数	人	89	92	95

### （2）確保の方策

各サービスについての情報の発信、関係機関、事業者、市民などとの連携を進め、サービスの適切な利用促進と量の確保を図っていきます。

## **第3部 第2期下妻市障害児福祉計画**

---

---

## 第1章 施策の展開

### 基本目標Ⅴ 障害のある児童の支援

障害のある児童・生徒に必要な療育や保育・教育などの支援が身近な地域で受けることができ、その児童・生徒と家族が地域の中で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら福祉施策の充実及び体制の整備に取り組みます。

#### 施策の方向1 障害児相談支援の充実

- 障害児及びその家族が、ライフステージに応じた効果的な支援を受けられるよう、サービス等利用計画策定の支援や情報の提供を行います。

具体的事業 (P55)	・障害児相談支援
----------------	----------

#### 施策の方向2 障害児通所支援事業の充実

- 障害児の障害種別や年齢等のニーズに応じた通所支援サービスが適切に受けられるよう、通所支援サービスの質の向上と支援体制の強化に取り組みます。
- 障害児に対する重層的な支援体制構築のための中核的な機関として「児童発達支援センター」の設置を検討します。
- これまで保育所等訪問支援を受けられなかった施設へ、支援の対象を拡充します。

具体的事業 (P56)	・児童発達支援 ・保育所等訪問支援	・放課後等デイサービス ・医療型児童発達支援
----------------	----------------------	---------------------------

#### 施策の方向3 重度心身障害児等支援の充実

- 重度心身障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅での発達支援が提供できるよう、新しいサービスの導入を図ります。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等による支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児が心身の状態に応じた支援が身近な地域で受けられるよう、保健所、病院・診療所、障害福祉事業所、教育機関等との協議の場の設置、コーディネーターの配置を検討します。

具体的事業 (P56)	・居宅訪問型児童発達支援
----------------	--------------

#### 施策の方向4 障害児等の育成支援の充実

- 小児慢性特定疾患児の生活の負担を軽減し自立を支援するため、日常生活用具の給付を行います。
- 軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費等の助成を行います。

具体的事業 (P57)	・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業
----------------	---

#### 施策の方向5 地域における障害児福祉の充実

- 障害児が地域社会の中でともに育ち、学んでいけるよう、子育て、母子保健、教育、就労、ボランティア等の分野の行政及び民間団体、市民との連携強化を図ります。
- 障害の早期発見・早期療育に向けて、保健センターや社会福祉協議会と連携し、乳幼児健診から各種相談支援に繋いでいきます。
- 障害児の就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれるよう、教育機関、就労支援事業所、通所支援事業所等の連携強化を図ります。

## 第2章 成果目標

### 第1節 障害児支援の提供体制の整備等

国は、障害児の健やかな育成のために、障害福祉サービスや障害児通所支援等の専門的な支援の確保、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関との連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を求めています。

本市でも、国の指針を踏まえ、事業者や関係機関との連携により、障害児支援体制の拡充に引き続き取り組んでいきます。

#### 【国の指針】

- ① 令和5年度末までの、児童発達支援センターの1カ所以上の設置
- ② 令和5年度末までの、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③ 令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の、市町村又は各圏域における少なくとも1カ所以上の確保
- ④ 令和5年度末までの、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- ⑤ 令和5年度末までの、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

#### 【本市の設定】

- ① 国の指針に準拠

①	<目標> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを1カ所設置
②	<目標> 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
③	<目標> 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所各1カ所の確保
④	<目標> 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場としての下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実
⑤	<目標> 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

#### ※第1期下妻市障害児福祉計画の実績

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	1カ所 (市内または圏域)	0カ所
保育所等訪問支援の実施	体制構築及び実施	実施あり
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所 (市内または圏域)	3カ所
医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実	下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実

## 第3章 障害児への福祉サービス等の事業内容、量の見込と確保の方策

### 第1節 障害児相談支援

#### 1. 事業内容

障害児相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、通所サービスの利用計画を作成します。また、支給決定後の障害福祉サービス事業者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。
---------	--

#### 2. 量の見込と確保の方策

##### (1) 量の見込み

市内の特別支援学級に通う児童・生徒数が増加傾向にあり、また障害児の早期発見・早期療育が推進されていることから、今後も利用数は増加するものとして量を見込みました。

区分		見込み		
事業名	単位	R3年度	R4年度	R5年度
障害児相談支援	利用者数 人	70	73	75

##### (2) 確保の方策

「障害者基幹相談支援センター（下妻市役所第二庁舎1階、福祉課障害福祉係内）」の充実や、下妻市保健センター、下妻市社会福祉協議会などとの連携強化による対応力の向上を図っていきます。

## 第2節 障害児通所支援

### 1. 事業内容

児童発達支援	未就学の障害児とその家族に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害のない児童との集団生活への適応のための訓練、施設スタッフへの指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、機能訓練や治療、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### 2. 量の見込と確保の方策

#### (1) 量の見込み

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、平成30年度から令和2年度までの実績値を踏まえて量を見込みました。医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援については、市内に事業者がない状況です。

区分		見込み			
事業名	単位	R3年度	R4年度	R5年度	
児童発達支援	利用者数	人	10	10	10
	延利用者数	人日	970	970	970
放課後等デイサービス	利用者数	人	60	63	66
	延利用者数	人日	10,260	10,773	11,115
保育所等訪問支援	利用者数	人	1	2	3
	延利用者数	人日	1	2	3
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0
	延利用者数	人日	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0
	延利用者数	人日	0	0	0

#### (2) 確保の方策

現在実施していない事業については、市内の事業者への情報提供や市外の事業者との協力体制などにより、ニーズに応えられる事業者の確保を図ります。

## 第3節 その他の事業

### 1. 事業内容

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や歩行支援用具、入浴補助用具等の日常生活用具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費等を助成します。

### 2. 量の見込と確保の方策

#### (1) 量の見込み

両サービスとも、平成30年度から令和2年度までの実績値を踏まえて量を見込みました。

区分		見込み		
事業名	単位	R3年度	R4年度	R5年度
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	利用件数 件	1	1	1
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	利用件数 件	1	1	1

#### (2) 確保の方策

支援を必要とする児童が適切に利用できるよう、事業の周知を行っていきます。



# 資料編

---

---

## 1 計画策定の経過

実施時期	内容
令和2年7月22日(水) ～8月5日(水)	障害福祉に関するアンケート調査実施
令和2年9月	第6期下妻市障害福祉計画・第2期下妻市障害児福祉計画策定に係る市民団体意向調査(ヒアリング)実施
令和2年11月2日(月)	令和2年度第1回下妻市障害者自立支援協議会 ・第6期下妻市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について ・地域生活支援拠点等整備について
令和2年12月25日(金)	令和2年度第2回下妻市障害者自立支援協議会 ・第6期下妻市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案について
令和3年1月25日(月) ～2月15日(月)	パブリックコメント実施
令和3年3月	令和2年度第3回下妻市障害者自立支援協議会(書面) ・第6期下妻市障害福祉計画・第2期下妻市障害児福祉計画素案に対するパブリックコメントの結果について ・第6期下妻市障害福祉計画・第2期下妻市障害児福祉計画の確認並びに承認

## 2 下妻市障害者自立支援協議会設置要綱

---

平成22年1月29日

告示第11号

改正 平成23年3月31日告示第63号

平成25年3月29日告示第56号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、障害者及び障害児の自立した生活を支援し、地域における障害福祉に関する方策を協議するため、下妻市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 地域の関係機関の相互連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者相談員
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健及び医療関係者
- (5) 教育及び雇用関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 障害者及びその家族
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 資料編

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (部会等の設置)

第6条 協議会に、専門事項を調査研究するため、必要に応じて専門部会、個別検討会議その他の組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 付 則

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

### 付 則（平成23年告示第63号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

### 付 則（平成25年告示第56号）抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

### 3 下妻市障害者自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

所属等	氏名
下妻市身体障害者相談員	服部 佳子
下妻市知的障害者相談員	山口 三枝子
障がい相談支援事業所 藍藍	土田 恵理
社会福祉法人みどり会「マルニカレッジ」	神田 英之
相談支援事業所 きぬ	小泉 龍二
下妻市心身障害者福祉センター「ひばりの」	沼田 亨
下妻地方地域活動支援センター「菜の花」	山田 紀美子
特定非営利活動法人「夢工房おおぞら」	角田 茂雄
あやとりハウス下妻	小橋 栄次
地域活動支援センター「煌」	高嶋 由紀子
下妻市社会福祉協議会	塙 二郎
茨城県筑西保健所	岡澤 皓子
訪問看護ステーションしもつま	柳橋 みどり
茨城県立下妻特別支援学校	牛久 厚子
下妻市教育委員会指導課	柳田 淑子
障害者就業・生活支援センター「なかま」	堀江 育代
筑西公共職業安定所下妻出張所	海老原 光雄
下妻地方家族会	内山 智子
下妻市家庭児童相談室家庭相談員	鳩貝 雄
日本ポーター協会茨城支部	谷島 邦雄

**第6期下妻市障害福祉計画**  
**第2期下妻市障害児福祉計画**

令和3年3月

発行：下妻市 保健福祉部 福祉課  
〒304-8501 茨城県下妻市本城町二丁目22番地  
電 話 0296-43-2111（代表）